

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○土地改良区の解散を認可した件

三六〇

○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件

三六〇

告 示

福島県告示第四百七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、好間堰土地改良区から申請のあった土地改良区の解散について、平成二十三年九月三十日認可した。

平成二十三年十月七日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第四百七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年十月七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 解除予定保安林の所在場所

郡山市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び

郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

公 告

公告第八十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年十月七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十三年九月二十七日

二 名称

特定非営利活動法人わんにゃんこおりやま

三 代表者の氏名

根本 恵美子

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市安積町長久保一丁目十番地の十五

五 定款に記載された目的

この法人は、地域と被災された方などの保健所にいる里親募集している犬や猫に、譲渡や保護などを市民と小さな命について考え、意識を変えてもらい、動物の大切さを知ってもらうきっかけ作りに寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第八十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年十月七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十三年九月二十九日

二 名称

特定非営利活動法人相双に新しい精神科医療保健福祉システムをつくる会

三 代表者の氏名

丹羽 眞一

四 主たる事務所の所在地

福島県南相馬市鹿島区浮田字西大谷地十五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、相双地域の一般住民及び公共職員や福祉施設従事者に対し、心のケアに関する事業を行うと同時に、精神科医療、保健、福祉に関する啓発事業並びにネットワーク作りを推進する事業を行い、精神科医療、保健、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(文化振興課)